4月1日から申請を受付けます

住まいの助成制度

町では、様々な制度により、町内に住まれる方と町内事業者を支援しています。※制度には、一定の条件がありますので必ずご確認ください。

【申込・問合先】役場建築係（☎76-8024）

住宅リフォーム助成事業

住宅の安全性・耐久性・居住性の向上、地域経済活性化及び移住定住促進のため、町内業者を利用して行う住宅リフォーム費用の一部を助成します。

【申請期間】
4月1日㈭～
※予算に達し次第締め切ります。

【施工業者】
町内に事業所、営業所を持つ法人や町内で営業している個人事業者

【対象住宅及び申請要件】
・町内の専用・併用住宅（店舗併用住宅の住宅部分を含み、アパートは除く）で所有者自ら居住している住宅または居住の予定のある住宅で、住宅の所有者本人が申請者となること
・着工時において、新築後5年を経過していること
・助成金の交付決定前に住宅リフォームに着手していないこと
・令和4年2月28日㈪までに工事完了届けを提出できること
・住宅のリフォームで、工事費の合計が30万円以上のもの　など

【対象とならない工事及び費用】
・新築工事
・外構に係る融雪設備、散策路、庭、塀などの工事
・床、壁、天井のいずれにも固定されない物品（後付照明、備え置きコンロ、ストーブ（ＦＦ式含）、家具、カーテン、置き敷き絨毯（じゅうたん）など）の設置に要した費用
・その他の奨励金、助成金、補助金などの交付を受けた工事に要した費用

【助成金額】
住宅リフォームに要した費用の10～20％（限度額30～50万円）

「動物の愛護及び管理に関する条例」が定められています

【問合先】役場町民生活係（☎88-2324）

町では「動物の愛護及び管理に関する条例」を制定し、動物の健康及び安全を確保するとともに、人と動物が共生する社会の実現を目指しています。飼養状況が悪質な飼い主は、この条例により罰せられる場合があります。

また、動物を飼養しているかどうかにかかわらず、町が実施する動物の愛護及び管理に関する施策にご協力いただきますようお願いします。

■ペットが人に迷惑をかけないようにしましょう

「犬や猫を放し飼いにして、他人の家の庭を荒らしたり、散歩の際にフンの後始末をしない方がいる」との苦情が町に多数寄せられています。犬や猫をはじめとする動物の飼い主の方は、人に迷惑をかけないよう責任をもって飼養してください。

人と動物が共存していくためには、モラルとマナーが必要です。

■ペットの預け先を確保しましょう

新型コロナウイルスに感染し、ただちに長期間の隔離措置を求められた際、ペットの預け先が見つからないことから、隔離を拒否する事例が確認されています。

急なケガや病気で突然入院しなければならない場合などに備え、事前に親戚、ご近所、友人やペットホテルなどにお願いし、ペットの一時的な世話をしてもらえるよう、準備しておきましょう。

■最後までしっかり責任を持ちましょう

「動物の愛護及び管理に関する法律」において、動物の飼い主には、飼っている動物がその命を終えるまで適切に飼養することが義務付けられています。もし、動物を継続して飼養することができなくなった場合は、里親となってくれる方を探しましょう。

移住・定住促進に向けた「空き家・空き地情報提供制度」

空き家・空き地バンクに登録を

町では、移住・定住人口増加の促進や地域の活性化を図ることを目的として、「長沼町空き家・空き地バンク制度」を運用しています。町ホームページを活用して、町内の空き家・空き地情報を移住希望者などへ提供しています。

空き家・空き地の有効活用を図るためにも、ぜひ「空き家・空き地バンク」に登録をお願いします。

■空き家・空き地バンクの仕組み

本事業は、空き家・空き地を売りたい（貸したい）とお考えの所有者の方が、物件情報を「バンク」に登録し、町ホームページで町外の移住希望者などに情報提供を行う制度です。

町ホームページには物件の詳細情報や外観・間取りなどを掲載しています。

物件の売買又は賃貸を希望する場合は、所有者と利用希望者が直接交渉・契約をしていただくこととなります。

■登録までの流れ

「バンク」に空き家・空き地の登録を希望する所有者の方は、役場企画政策係へ登録申請書を提出してください。申請書は役場窓口で受け取ることができるほか、町ホームページからもダウンロードできます。

申請内容を確認後、問題がなければ登録します。

空き店舗物件も登録可能です。遊休物件を有効に活用するためにも、たくさんのご登録をお待ちしています。

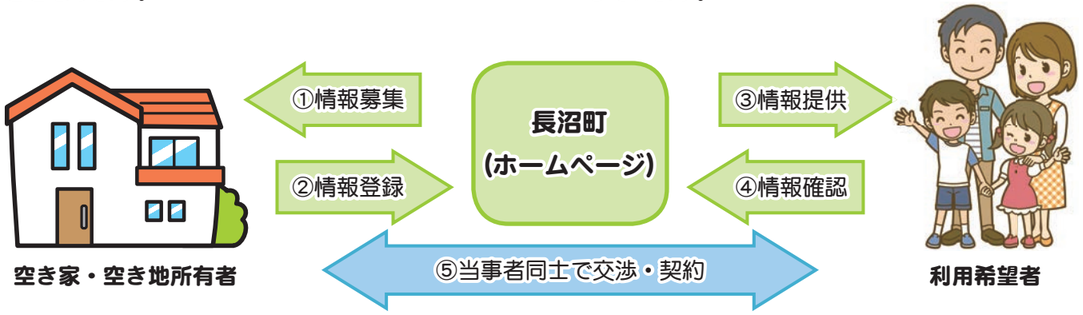

※空き家にアパートは含みません。別途「町内アパート情報」として取り扱っています。

令和３年２月28日現在実績

物件形態		登　録	取　消	契約成立	契約成立率（取消除く）
空き家	売　買	21 件	3 件	17 件	94.44％
	賃　貸	12 件	2 件	9 件	90.00％
土　地		26 件	6 件	12 件	60.00％
合　計		59 件	11 件	38 件	79.16％

詳しくは、町ホームページ「住宅情報」の「空き家・空き地バンク」のページをご覧いただくか、役場企画政策係までお問い合わせください。

【問合先】役場企画政策係（☎76-8015）

「子どもを水の事故から守ろう」

～用排水路などの事故防止について～

田植えシーズンを迎え、用水路は８月30日頃まで満水状態となります。この間の用水路は水深が深く、水の流れも速くなり大変危険な地域となります。

当土地改良区も用水路にフェンスや蓋、危険標識を立てるなど事故防止に努めるとともに、広報車やパトロールなどを通じ注意を呼びかけていますが、皆さんも十分にご注意ください。

【問合先】　ながぬま土地改良区（☎88-2324）